

特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース

生活保護受給者等雇用開発コース

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

の支給要件にご留意ください。

「継続して雇用することが確実である」

Q1. 対象労働者を「継続して雇用する」とは、どのような雇用形態を指しますか？

A1. 「継続して雇用する」とは、対象労働者を、年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（対象労働者によっては継続して3年以上）である雇用形態を指します。

なお、雇用契約については、下記のアまたはイのいずれかに該当する契約であることが必要となります。

ア 期間の定めのない雇用契約

イ 期間の定めのある雇用契約であっても、上記アと同等の契約期間であると判断できる雇用契約

（例：契約更新の条項で「自動更新」と明示のあるような場合で、かつ更新の判断基準が設けられていない場合）

Q2. 「継続して雇用する」場合において、「65歳以上に達するまで」や「雇用期間が継続して2年（または3年）以上」となっているにもかかわらず、勤務成績や業績によっては契約更新ができない契約内容の場合や、試用期間が設けられている場合は、「継続して雇用する」に該当しますか？

A2. 勤務成績等で契約更新の可否が決まるのであれば、実態として更新が継続されていたとしても、雇用の継続が確実であるとはいえず、支給対象とはなりません。

また、試用期間についても、試用期間により継続雇用の可否が決まるのであれば、その試用期間は有期雇用と同視されるため支給対象とはなりません。

※ 雇入れ日において「継続して雇用することが確実である」ことが必要です。